

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

(分担)研究報告書

保育所や幼稚園において潜在する被虐待児の早期発見と対応に関する
プロセスモデルの再構築と質的分析のためのコード・スキーマの作成

分担研究者 笠原正洋¹⁾ 加藤和生²⁾ 後藤晶子³⁾ 丸野俊一²⁾

研究協力者 尾花雄路⁴⁾ 小林美緒⁵⁾ 小田部貴子⁵⁾

- 1) 中村学園大学人間発達学部
- 2) 九州大学大学院人間環境学研究院
- 3) 独立行政法人肥前精神医療センター
- 4) 福岡女子短期大学
- 5) 九州大学大学院人間環境学研究院

研究要旨

笠原・加藤(2004)で提示した保育園における児童虐待対応のプロセスモデルを、保育士ら3名の詳細な面接に基づいて改訂した。その改訂モデルを、再度、保育者33名の個別面接から得られた被虐待事例に基づいて再改訂した。すなわち、プロセスモデルの妥当性と保育者の抱える問題を質的に分析した。さらに、それぞれのプロセスにおいて多様な問題の原因をすべて包含するように問題原因のコード・スキーマを作成した。

問題と目的

平成16年度の児童虐待相談処理件数は34,368件となり、平成15年度より6,768件増加し、平成2年度の1,101件を1とした場合の伸び率は31.22となった。平成14年度と平成15年度の「児童相談所における児童虐待相談の処理状況報告」に掲載されている虐待を受けた子どもの年齢構成を見ると、0歳から学齢期前児童までの占める割合が、それぞれ50.0%、47.3%と5割近くにまで及んでいた。平成16年10月には、児童虐待の防止等に関わる法律が一部改正され、通

告義務が虐待を受けたと思われる児童まで拡大された。このような現状から、多くの専門職の中でも特にこの年齢段階の子どもに接することの多い保育者は、早期発見と子どもや家族への対応という2つの面でますます重要な役割を果たすことが求められるだろう。

しかし、保育者がこのような役割を遂行するにあたって、保育者自身が不安や不満を強く感じていることが多くの研究で指摘されている(望月・高玉, 1996; 高橋・庄司・中谷・山本・奥山・加部・加藤・才村, 1997; 伊庭・石川・丸・林・富

岡・内田, 2002; 加藤, 2002; 林・石川・伊庭・中村・小宮・丸・内田, 2003)。たとえば、加藤(2002)は、質問紙調査により幼稚園教諭や保育士の約55%が、通告への抵抗を示すことを報告している。しかし、これらの研究は、保育者が虐待の判断や通告などに際して不安や不満などの問題を抱えていることを示してはいても、なぜ、そのような問題が生じるのかの原因までは詳細に検討しているわけではない。児童虐待の早期発見と対応に関わる保育者や園の抱える問題に対して何らかの対策を講じるためには、問題を明確にし、その原因を明らかにする必要がある。

そのような問題意識にたち、笠原・加藤(2004)は、保育者や園での対応プロセスをモデル化し、そのモデルの段階毎に保育者の抱える不安や悩みを自由記述により探索的に調査した。その結果、①通告や通告直後に感じる不安よりも、虐待を疑いながら通告までに至らずに保育していく段階と、②通告後に見守りながら保育していく段階において、より不安が強いことを見いだした。しかし、この調査は、保育者が被虐待児への対応の中で実際に体験した問題について直接、回答を求めたわけではなかった。そのため、保育者が現実に抱える多様な問題を、そのモデルによって説明できないという問題が残された。また問題を生じさせる原因についても詳細に検討できなかった。

そこで、次に、保育者や園長らに実際に彼らに対応した児童虐待事例での体験の中から彼らの抱える問題を報告してもらい(本報告書掲載)、プロセスモデル、問題とその原因について検討を行った。具体的には、①保育者や園長らが実際に体験した事例での問題が対応プロセスモデル内のどこの段階に該当するのか、②何が問題になったのか、③その原因は何であると考えられたかを探索的に検討していった。その結果、保育者や園での対応プロセスモデルそのものを再構築し、保育者らの抱える問題を明確にしてその原因を整理していく必要があることがわかった。以下にその内容を述べる。

保育者や園長らの語りには、以下の3つの問題が含まれていた。

1) 3つの未通告パターン

保育者や園が児童相談所などの専門機関に被虐待の疑われる子どもや家族を通告しないパターンとして、次の3パターンがあることが推測された:①虐待の見落とし・否認(「虐待」に気づけない、あるいは「虐待」というラベルを用いるのではなく、例えば、「子育てに未熟な親」などのように他のラベルを用いて、虐待ではないと見過ごし、否認するパターン)、②判断の保留(虐待の事実気づきながら判断に迷うがために、虐待かどうかという判断を保留していくパターン)、③隠蔽(虐待の事実気づきながら、その事実を故意に隠すパターン)。

2) 未通告(否認・判断保留・隠蔽)が生じる職のレベル

上記の3つの未通告パターンは、保育者が保育をしている場面だけでなく、保育者同士の人間関係や保育者と管理職(園長や主任)との人間関係において生じることが推測された。すなわち、保育者個人レベル、保育者間レベル、管理職レベルである。

3) 未通告が生じる原因

単に保育者らの知識や技術の問題だけでなく、そこに倫理観の欠如(たとえば虐待と気づきながら園の経費を納めている限りは通告しない管理職の例)や不安、葛藤などがある。また、不安、葛藤の背後には、子どもや親に対する否定的感情や、保育者や園に対する感情があるなど、原因は複雑で錯綜している。

以上より、児童虐待の早期発見や対応に関して、保育者や園が抱える問題とその原因を明らかにするために、対応のプロセスモデルを再構築し、そこでの問題と原因を詳細に整理する必要性が確認された。しかし、加藤・笠原(2004)の試みも、調査対象となった保育者数が少ないという問題が残されている。そこで、本研究では、①調

査協力者数を増やして詳細な面接調査を実施し、②モデルの再構築と、プロセス内での問題や原因を質的に分析するためのコード・スキーマを作成する。

II. 方法

1. 面接協力者

保育者 33 名より協力が得られた。回答者および勤務園の属性は以下の通りである。①性別：男性2名、女性31名。②平均年齢：26歳6カ月。③最終学歴：4年制大学卒 11 名、短期大学卒 22 名。④勤務園：保育園 21 名、幼稚園 12 名。⑤保育経験年数：平均4年9カ月。⑥設置主体：市町村4園、社会福祉法人 16 園、学校法人 10 園、宗教法人 2 園、個人経営 1 園。

2. 半構造化面接調査の内容と手順

(1)在園する被虐待児および育児上の問題を抱えた子どもの事例の同定

フェイスシートを記入後、勤務する園での被虐待児と児童虐待ではない育児困難な事例を想起してもらった。教示は、「貴園の園児全員(途中転・退園した子どもを含む)の中に、次の(ア)～(ケ)、(a)～(i)にあてはまる子どもがいましたか?」である。あてはまる子どもがいた場合、それらの子どもひとりずつにアルファベット記号(順に、A、B、C、)をつけ、欄に書きこむようにした。(ア)～(ケ)は自らが担任をしていた場合の事例を指し、(a)～(i)は担任はしていなかったが園に在籍していた事例を指す。4群(顕在、潜在、潜在ハイリスク、育児困難)およびその下位群の定義と説明は、以下の通りであった。

①顕在群

児童相談所などの専門機関によって「被虐待児」と認定された子どもである。それは、以下の6つの下位群からなる。

(ア)受入群(専門機関から保育を依頼された子ども):以前には保育園に在園していなかったが、専門機関から在宅指導の一貫として保育を依頼され、通園するようになった

子ども

次に、保育園が被虐待の事実を発見し専門機関に通告した結果、以下の措置がなされた子ども:

(イ)施設保護群(施設に保護された子ども)

(ウ)連携対応群(専門機関と連携しながら保育園で対応することになった子ども)

(エ)事実なし群(専門機関から、虐待の事実はないと判断された子ども)

(オ)その他((イ)～(エ)に該当しない子ども)

さらに、(ア)～(オ)とは別に次の下位群も設定した。

(カ)園外からの通告群:保育士が、被虐待の事実気づけない、あるいは親の育児行為がおかしいとは気づいてはいても虐待であるとは判断できないで通告しなかったところ、園外の人から通告された子ども

②潜在群

まだ専門機関に通告されていないため、専門機関が把握していない被虐待(その疑いも含む)の子どもである。この群の子どもは、被虐待か否かという判断の確からしさから、以下の2つの下位群に分けられる。

(キ)明らかに被虐待と考えられる子ども

(ク)被虐待か否か判断に迷う子ども

③潜在ハイリスク群と育児困難群

(ケ)育児困難((ア)～(ク)以外の子ども):育児や親子関係に問題があり、家庭への援助・指導が必要と思われる子ども。この群はさらに以下の2群に分けられる。

a:潜在ハイリスク群:保育士は被虐待ではないと判断しているが、被虐待の可能性が高い子ども

b:育児困難群:被虐待とは関係なく、子育て不安が強い親の子どもや特別な発達上のケアを要する子ども

(2)各事例の被虐待の種類と重度の評定

①虐待の種類と同定

事例の抽出の後、事例毎に子どもが受けている虐待の種類について回答を求めた。この

回答には、潜在ハイリスク群(保育士が、「被虐待」というラベルづけをすることに抵抗をもっている子どもの中で、虐待のサインがあると見なしている子ども)の人数を把握する目的もある。(1)で回答されたすべての子どもに対して、疑われる被虐待の種類を、「1.身体的虐待、2.ネグレクト、3.心理的虐待、4.性的虐待、5.重複、6.わからない」の中から選択させた。重複の場合は、重複している被虐待の種類をすべて列記させた。

② 重度評定

次に、親の行為が子どもの発達に及ぼす影響の程度を、「まったく重くない」を1、「非常に重い」を5とする5件法で回答させた。

(3)事例毎の対応に関する情報収集:面接構造
まず事例の概要について聴き取りを行った後、園での対応について聴取した。

① 事例の概要

事例毎に、どのような事例だったか聴き取りをおこなった。家族構成や家庭の事情、虐待の背景などを明らかにするようにした。

② 園での対応プロセスの聴き取り

園が行った対応についての聴き取りを行った。まず、面接協力者に自由に対応を述べてもらった。その後、面接実施者が笠原・加藤(2004)の対応プロセスを改訂したモデル(図1)を説明し、対応プロセスの場面を特定した上で面接を実施した。特に、(ケ)や(i)であると判断された事例がなぜ虐待と判断できないのかを明らかにするよう留意した。

対応について尋ねる面接の構造は(A)(B)の順に進めた。

(A)面接協力者ペースの報告

抽出された事例毎に、

- ① 保育者としてどのような対応を行ったのか。
- ② それらの対応が全体としてうまくいったと思うか否か。

この質問への回答により(i)か(ii)へと進んだ。

(i) 「うまくいかなかった」と判断された場合

- ③ どのようなことから「対応がうまくいかなか

た」と判断したのか。

(B)面接者による説明と聴取

④ 面接者が、保育場面での児童虐待問題への対応に関するプロセスモデル改訂版(図1)を説明した。

⑤ どの段階が問題となったのか。

園での取り組みにおいて、④で説明したプロセスの段階のどこに問題が生じたのか説明を求めた。

⑥ 何が問題となったのか。

⑤で特定された、ひとつひとつの問題の段階毎に、いったい何が問題になったのか説明を求めた。その際、表1に提示している面接枠組みを用いて、園側・家族・専門機関要因それぞれについて詳細に情報収集した。

⑦ なぜそれが問題になったのか。

表1の面接枠組みを用いて、⑥の問題が生じた理由について園側・家族・専門機関要因それぞれについて詳細な報告を求めた。

⑧ 新たな対応策の策定

事例を体験した後、何か新たな対策を設置したり、もとの対策を改善したりしたということがあるかどうか尋ねた。

(ii) 「うまくいった」と判断された場合

③' どのようなことから「対応がうまくいった」と判断したのか。

(B)面接者による説明と聴取

④' 面接者が、保育場面での対応に関するプロセスモデル改訂版(図1)を説明した。

⑤' 問題をどのように克服したのか。

保育園での虐待問題への対応の流れを私達が調査した結果から、各段階で生じた悩みや問題を具体的に説明した。その後、事例において、園でのとり組みがうまくいった、あるいは問題を克服した内容について報告を求めた。

⑥' 保育園での虐待問題への対応がうまくいった理由は何か。

(4)プロセスモデル内での保育者の不安や悩み

(3)での事例の報告が終わった後、あるいは事

例の報告がない場合に、この面接に入る。ここでは、保育者が体験した事例とは関係なく、児童虐待への対応モデルのプロセスの中で、どこにどのような不安や悩みを感じているのかについて回答を求めた。

(5) 児童虐待問題に対する一般的な要望

①専門機関、②福祉(保育)や教育の行政、③園や園の人間関係、(園の保育内容、方針、管理職である園長や主任、同僚)、④親や社会の①～④それぞれに対して、保育者が何を問題と感じているのか、そしてその問題を改善するために必要な策として何が考えられるか、さらに要望について回答を求めた。

3. 調査手続きと実施時期

面接調査は、平成16年11月から平成17年2月に実施された。面接に要した時間は1時間から2時間弱だった。面接の内容はすべてデジタルレコーダーで録音した。

4. 人権及び利益の保護の取り扱いについて一講じる対策・措置状況

面接調査の依頼は電話連絡によって行った。保育士養成施設であるA大学およびB短期大学の卒業生から面接協力者を募り、協力が得られた後にはその協力者から他の保育者を紹介してもらった。依頼の際には、面接の趣旨と簡単な内容を説明し、プライバシーにも十分に配慮することを伝えた。さらに、面接の際には、不快体験の想起によって面接を継続しがたいときには、途中で面接を中止してもよいと口頭で伝えた。調査結果を報告する前に、面接協力者の希望があれば報告内容の閲覧を求めることも可能であると伝え、情報開示にあたっては、慎重に取り扱うことを確約した。

III. 結果

録音された面接内容は、まずその音声通りに転記された。次に、面接協力者毎に、転記された文書データを3種類のデータに分けて整理し

た。①事例に関する情報、②事例には関係なく対応プロセス内での不安や悩みに関する情報、③児童虐待問題に対する要望や意見である。

①に関する情報については、事例の概要と保育者や園での対応をプロセスモデルに基づいて事例毎に整理・分類した。また、②についてもプロセスモデル毎に整理した。③については、虐待問題に対する要望等の情報を、1)専門機関、2)福祉(保育)や教育の行政、3)園や園の人間関係、4)親、5)社会とに分類した。以降の分析は、これらの加工されたデータを用いた。

1. 事例の検討

抽出されたすべての事例は、研究者2名、大学院生2名の協議により分類された。分類の視点と整理記号を以下に述べる。

(1) 顕在群

顕在群とは、児童相談所や保健所や警察などの専門機関に通告され調査および措置がなされた事例である。顕在群の下位分類は、専門委託(専門機関から被虐待児の保育を依頼されて保育する子ども:a1)、通告保護(保育園が保育中に被虐待を疑い専門機関に連絡した結果、施設に保護された子ども:a2)、通告連携(専門機関と連携しながら保育することになった子ども:a3)、そして外部通告(保育園では通告しなかったが園外部の人が通告し何らの措置がなされたり、小学校入学後に専門機関に通告された事実が確認された子ども:a4)である。

(2) 潜在群

潜在群とは、保育者により被虐待を疑われているが未通告の状態にある事例である。この場合、保育者には、「児童虐待」の可能性があると意識されていることが前提である。被虐待を疑う程度の強さにより、2つの下位分類を設けた。すなわち虐待明らか(b1)と判断迷い(b2)である。

(3) 潜在ハイリスク群

潜在ハイリスク群とは、保育者には虐待ではなく育児上の問題があると判断されているが、先に述べた研究者らの協議によって被虐待の疑いが

強いと考えられた事例のことである。この群にも2つの下位分類を設けた。保育士過誤(保育者の過誤、たとえば虐待とは身体に対する外傷がある場合を言うなどのように知識の偏りや思いこみなどによって虐待ではないと判断された子ども:c1)とグレーゾーン(被虐待であるとの判断が難しいが虐待の可能性を否定できないグレーゾーンの子ども:c2)である。

さらに、第三者の協議によっても被虐待ではなく育児上の問題があると判断された事例は育児困難群として分類された。この場合、子ども問題(親の躰などには問題がなく子ども本人に発達上の問題が含まれている場合:d1)と親問題(子どもには問題がなく親の側に雇用や経済的な問題を有する場合:d2)という2つの下位分類を設けた。また、情報不足などの理由により、研究者らの協議によっても虐待であるとの判断が難しい事例は判定不能群とした。

2. 保育者による虐待対応に関するプロセスモデルの再改訂

保育者による児童虐待の早期発見と通告というプロセスを考慮した場合、被虐待児の見落としや隠蔽、通告の回避という保育者や園の問題をはらんでいると考えられる群は、特に、潜在群と潜在ハイリスク群である。この2群の事例を概観したところ、園の中の被虐待児が専門機関に通告されることなく潜在化していくプロセスには以下の2つの水準に問題(原因)があると確認された。つまり、このプロセスをモデル化することに妥当性が確認されたと考えられる。

①保育者個人の水準

これは保育者個人に虐待の認識がないため、あるいは何らかの理由により保育者が被虐待の事実気づきながら故意に隠蔽したため専門機関に通告することなく園内での対応に終始する場合を指す。具体的には、保育者が身体的虐待のみを「虐待」と認識することや、「虐待である」と判断するのではなく「夫婦仲が悪い」、「親が無責任である」、「仕事に追われて子どもに目を向

けていない」などのラベリングをすることで虐待とは考えなくなるのである(表2の事例番号:1n_d_c2)。また、親が子育てのことを保育者に相談してくることで、親との間に信頼関係が生じ、その信頼関係を損なうことをおそれることで潜在化していった事例もあった。さらに、保育者が園児の被虐待のサインに気づきながら誰にも相談せず潜在化している事例もあった(事例番号:29n_b_b1)。

②園・管理職の水準

保育者は「虐待が疑われる」あるいは「虐待かどうか判断に迷う」子どもを、管理職(園長や主任)に相談し、園で対応することになる。しかし、管理職が児童虐待についての知識の乏しさから虐待であると認識できない事例(事例番号:21n_a_b2)や管理職が責任をとることを避けたがために未通告となった事例もあった。

以上より、潜在群と潜在ハイリスク群の事例を詳細に検討することによって、笠原・加藤(2004)で作成したプロセスモデル(図2)の改善点が明確になった。それは、図2のモデルでは④通告をしないとの決定後に、⑤園での親・子への対応から⑥虐待の改善の査定へというループになっている箇所である。このモデルの流れに従うと、園が虐待の可能性に気づきながら潜在化する事例を説明することはできない。そのため園での虐待対応プロセスのモデルとして、図3に示すようにモデルを改変した。図3にあるように、④通告なしの後に、2方向のループを設定した。虐待の事実を知りながら園で隠蔽したり、虐待とは気づかないまま保育を継続する「囲い込み(⑤a)」と虐待の可能性を疑いながら保育を行っていく「要注意観察(⑤b)」である。その他に、改訂されたモデル(最終版)では、行為と意志決定を区別して表現している。このモデルによって、顕在群、潜在群、潜在ハイリスク群のすべての事例での対応を説明できると考えられる。

3. 園による被虐待の否認、判断の保留、通告の回避をもたらす問題や原因を分類するためのコ

ード・スキーマの作成

保育者が各事例への対応について語った言語データとプロセスモデル内での一般的な悩みや不安に関する言語データから、被虐待の否認、判断の保留、通告の回避に至った原因を明らかにする必要がある。そこで、分析に先立ち、言語データを基にしてコード・スキーマを作成した。

(1)保育者個人が被虐待のサインを発見する段階(モデルでは①)

この段階での問題は保育者個人の被虐待の認識だけである。それは被虐待の兆候の見落とし(保育者の過失)、否認(被虐待の事実を疑いながらそれを無視する)、そして軽視(被虐待の事実に気づきながらそれを軽視する)のいずれかである。この段階での評価カテゴリおよびコードを表3に示した。この段階での保育者の言語データを評価する場合、まず、表3(1)にあるように、それらの問題が生じた原因を保育者(園)側の要因に帰属するか親や家族の側に帰属するかを判断する。その際、見落とし、否認、軽視が区別できれば12~14のいずれかのコードを用いる。親や家族側の要因に帰属した場合も可能であれば、親か子ども、その他の3つのコードに分類する。次に、表3(2)の評価に移る。ここでは、見落とし、否認、軽視をもたらした原因を判断する。その際、保育者・園側の要因に帰属した場合は、(2)では101~116のコードを用い、親や家族側の要因であれば201~211のコードを用いる。

たとえば、「子どもが、父親が叩いた、父親に叩かれたとか、父親が投げたとか、父親も怒るなどと言っていた。しかし、そういう発言はあったが実際に子どもにはそのようなサインがあるか」という確認はできなかった(事例番号:31n_a)」という保育者の言語データがあった場合、親や家族との関係を慮って見落とし、否認、軽視したというよりも、保育者側の判断に迷いや不安があったと推測される。ただ、この記述が否認か軽視か厳密に区別できないので、コード11と分類された。次に、その原因は、子どもの述べることと子どもの行動や情緒面とがそぐわない、子どもが言うほど

の身体的・心理的外傷が見られず判断に苦しみと推測されるためコード106「基準やマニュアルがなく判断が難しい」に分類された。すなわち、この言語データは、(11,106)とコード化された。このような分類を行うことによって、どの問題が、誰のどのような原因によってもたらされるのかを明確にしようとした。なお、表にはカテゴリ名とその具体例を記載している。

(2)保育者個人が観察を行い、情報収集、相談(情報共有)を行う段階(モデルでは①')

モデル①'のための評価カテゴリとコードを表4に示した。この段階では、2つの問題が生じる。それは保育者個人が情報収集(観察を含む)を行わないという情報収集不履行の問題と情報収集を行ってもそのことを園内の人間に伝達しないという伝達不履行の問題である。この段階の評価にあたっては、まず面接者の言語データがどちらの問題であるかを判定する。表4であれば「1. 個人の情報収集の不履行」か「2. 伝達不履行」のいずれかを判定する。「1. 個人の情報収集の不履行」であると判断された場合、続いて(1)誰の側の問題であると帰属されるか、(2)問題の具体的な原因は何かを判定していく。なお、このときのカテゴリとそのコードはこの前の段階①(表3)と同一である。ただし、表3の(1)ではコード14[サインの見落とし]はこの段階では認められないコードであるので予め削除している。一方、「2. 伝達不履行」と判断された場合、(1)誰に対する伝達不履行なのか、(2)伝達不履行をもたらしたのは誰の側の問題なのか、(3)伝達不履行の問題の具体的な原因は何かという判定になっていく。ちなみに、この場合の(2)と(3)も前の段階①(表4)と同一である。

たとえば「家庭のことをきいていいのかという不安が強かった。子どもの様子とか発達とか園での様子というのは結構、話したり電話連絡も取る。しかし、やはり園外の家庭でのことというのは質問しにくい。口出しして良いのかと思う(事例番号:32n_a)」という言語データは、保育者による情報収集の不履行の「1」と判定され、その問題は

「22」の親側の要因に帰属され、その原因は家庭情報の聴取への遠慮・回避である「202」と分類される。すなわち、(1,22,202)とコード化される。

(3)園として情報収集・観察・相談する段階(モデルでは②)

この段階②での評価カテゴリとコードを表5に示した。この段階での問題は4つの中のいずれかに分類される。保育者から挙げられた被虐待(疑い)の子どもと家族を園全体の問題として取り上げ対応していく段階である。しかし、管理職が報告された情報を取り上げず、園として情報収集を行わない「1. 情報収集の不履行」、園としての取り組みが遅延する「2. 情報収集の遅れ」、情報収集を行ってもその収集の仕方の問題がある「3. 情報収集実行時の問題」、そして得られた情報を十分に活用しない、できないという「4. 収集情報の活用の問題」の4つの問題が生じると考えられる。この段階について得られた言語データを判定・分類するときには、まず、問題がこれらの1～4のいずれかであるかを判定する。次にその問題を起こした主体が誰であるかを(1)で判定する。そして、その主体が問題をどこに帰属させるか(2)、そしてその問題の原因として何が考えられるか(3)を判定・分類していく。なお、ここでの(2)と(3)の評価カテゴリとコードは表4の場合の(1)と(2)と同じである。問題2～4においても、この(1)～(4)の評価方法を用いる。

たとえば、「眼球を赤くしてきた時からしばらくして、先輩の先生に『目があかくなっていて、子どもに尋ねたら母親に叩かれたと言っています。母親に聞きづらく本当かどうかわかりません』と相談した。すると『もうちょっと様子を見たら?』とアドバイスされた。またしばらくして子どもが目の部分を真っ青にして園にきた。『家のドアにぶつけたと言っています。今度は前よりもひどいです』と先輩にいうと、先輩は『母親は、ドアにぶつけたと言っているのじゃ』と答えた。虐待とは言えない雰囲気だった(事例番号:9n_a)」では、(4,62,11,111)とコード化された。

(4)通告の判断・決定の段階(モデルとしては③)

この段階の評価カテゴリとコードを表6に示した。この段階では、3つの問題が生じる。通告をしないという「1. 通告の不履行」、通告までの時間がかかるという「2. 通告の遅れ」、通告したときに問題が生じる「3. 通告実行時の問題」である。この段階に関わる言語データを評価するときには、最初に、そのデータが1～3のいずれであるかを判定する。次に、その問題を生じさせた原因主体を判定し(1)、その問題が何により生じたのかを(2)で判定する。この時、新たなカテゴリ(コード31)を設定した。それは専門機関である。専門機関とのかかわりが大変であると誤解して通告を回避するような場合がこれにあたる。(3)では、(2)で同定された問題の原因の詳細を判定する。新たに、「専門機関との関係が問題となる場合」という 301～314を設定した。

たとえば、「園では、通告することによって、その子どものことが他の保護者とかに広がって『あの子は、可哀想な子だ』という雰囲気にならないかという不安があった(事例番号:11n_a)」は、1の通告の不履行、その不履行の主体は園の 63、問題は子どもや家族の 21(※この場合、事例だけを見ると、23(子ども)と分類してもよいが、他の保護者へ広がることの懸念も含まれると考えられたため 21と判定した)、その原因は情報が広がることの懸念の 210と判定された。コードは、(1,63,21,210)となる。

(5)通告しないままの園での対応の段階(モデルとしては⑤⑥)

通告しないまま園において親や子どもへ対応していく段階の評価カテゴリおよびコードを表7に示した。この段階では2つの問題が生じる。「1. 親子への対応上の問題」と「2. 園内の問題」である。まず、この段階での言語データはこのいずれかに分類される。1に分類された場合、それが図3の⑤a園による囲い込みか⑤b通告を視野に入れた対応かという(1)通告しない場合の対応の種類を判定する。次に、この段階で誰が(2)、誰に対して(3)、どのような感情反応を示すのか(4)を判定し、その感情反応をもたらした原因を(5)で

判定する。この段階の親・子どもへの対応において「対応に伴う感情反応」を分類した理由は、ここでの保育者の記述に多様な感情反応が認められたからである。それらは保育者のおかれた状況を如実に反映していると考えられ、資料的価値があると考えられる。実際、笠原・加藤(2004)による保育者対象の対応不安の調査においても、この段階での対応での不安が特に高いことが示されていた。また、保育者の回答から作成された(5)原因に関するカテゴリの内容を概観すると、保育者が非常に多くの原因に悩まされていることがわかる。言い換えれば、保育者は、本来、専門機関が負うべきかもしれない役割をも自らの役割に含めているのかもしれない。保育者がこのように多種多様な対応に迫られているという現実を示すことも資料的価値があると考えられる。たとえば、「母親への対応に困った。母親自身が何か気に入らないことを園に言われることや行事にでてくださいなどの話をされると園を休んだりする。母親がもっと心を開ける担任がおり、他にもいろいろな人と話せるような状況ができていれば親も違ったかもしれない(事例番号:26n_a)」は、親子への対応に問題があり(1)、通告を視野に入れた対応をしているが(42)、保育者個人(64)が親に対して(67)、困惑・驚愕という反応を示し(55)、その原因として、反抗的態度や治療意欲の低さ(407)や園に来なくなるという引きこもりや非社会的行動(408)が考えられた。この場合、(1,42,64,67,55,407_408)とコード化された。

一方、「2. 園内の問題」に分類された場合、(1)通告しない場合の対応の種類を判定し、(2)誰が(3)どのような原因で問題があると考えられたのか分類する。たとえば、「園長か主任のどちらかは必ず園にいますが、親との対応を担当の保育者に任せて、自分たちは親たちにはっきり言おうとはしない(事例番号:3n_a)」は、園内の問題に分類され、通告を視野に入れた対応の種類だが、管理職に問題があり、その原因が意識の低さであると判定されるというように(2,42,61,104)とコード化された。

(6)通告直後の園での対応の段階(モデルとしては⑧)

保育者の面接からは、⑦通告の実行に関する言語データは得られなかった。これは通告を実行するのは管理職という役割区分があった可能性が考えられる。そのため今回の調査のように対象者を担任の保育者に限定したがために回答がなされなかったのだろう。この⑦の段階については管理職を対象にした調査によって検討する必要がある。

さて、この⑧の段階は、通告直後、家庭や子どもに対する児童相談所の調査段階に相当する。次の専門機関の対応段階と異なるのは、専門機関の調査や保護などの介入が行われる前の時期に、保育者が親や子どもへ対応していくという段階である。この段階においては、保護者が通告されたことに逆上して園にクレームをつけてくるのではないかなど保育者が予期不安をもちやすい(笠原・加藤, 2004)。この段階の評定カテゴリは表8に示した。基本的には、通告しないまま親や子どもへ対応するという⑤の段階(表7)と同じである。しかし、表7の評定カテゴリ(1)通告なしの対応の種類のカテゴリを削除したものを利用する。

たとえば、「管理職は、情報が外部に出るのを嫌がる。専門機関の知っている先生なら良いが、知らない先生に対しては非常に閉鎖的だ。児童相談所に連絡をとらなかったのは、自分で何でもできると思っていたからだ。それで、児童相談所から電話がかかってきたときに、うまくは対応するが、自分たちが教を請うというのができないようだ(事例番号:18n_a)」は、園内の問題(2)で、管理職に問題があり(61)、その原因は、意識の低さ(104)にあると考えられる。

(7)専門機関の対応(調査や措置の決定)段階

この段階の評定図式を表9に示した。ここでは、専門機関の対応上の問題を感じているのは園内の誰か(1)、それがどのような感情反応なのか(2)、そしてその原因はどこにあるのか(3)を判定、分類する。たとえば、「専門機関は『気をつけて見てく

ださい』と私たちに伝えた。私たちは気をつけてみているつもりだが、虐待の知識もなく、勉強もしていないし、その子どもにどのように接していけばよいのかと思う。また、どう親に接していくことが良いのか不安だ(事例番号:12n_a)」は、保育者個人の悩み(64)で、感情反応は不安・自信欠如(53)と判定された。その原因は、子どもへの指導(302)と親への指導(303)の両方が含まれている。これは(64,53,302_304)とコード化された。

(8)見守り段階(モデルの⑨)

この段階の評定カテゴリを表10に示した。この見守りの段階とは、園からの通告を受けて児童相談所が子どもや家族を調査し何らかの措置決定の後、園に戻ってきた段階を指す。この段階では、図3にあるように、情報収集、通告、対応のすべてを求められる。したがって、表10にあるように、親子への対応上の問題、園内の問題、専門機関の対応上の問題というすべての評定カテゴリを含むことになる。

たとえば、「管理職の先生たちも専門機関から降りてきた情報を把握し、それを私たち保育者に降ろすまでに時間がかかる。会議がどうしても月1回とか月2回とかになるので、そういうことを話す時間を園の中でも作らなければならないとは思いますが、多忙すぎて日頃の話し合いの時間がとれない(事例番号:26n_a)」は、園内の問題(2)で、園全体が関わっている問題であり(63)、その原因は業務の煩雑さ(113)にあると判定された。(2,63,113)とコード化された。

以上、表4～11まで、保育者による対応プロセスの段階毎に言語データを分類、整理するためのコード・スキーマを作成した。

引用文献

伊庭久江・石川紀子・丸光恵・林有香・富岡晶子・内田雅代。(2002). 子ども虐待に対する看護職の意識調査－保育職と比較して－. *千葉大学看護学部紀要*, **24**, 23-29.
猪俣祥。(2000). 保育士(特集 虐待をめぐって－第一線レポート－早期発見・早期対応

に向けて). *母子保健情報*, **42**(12), 135-138.

笠原正洋・加藤和生。(2004). 親による園児虐待への対応に対する保育士の抱える不安と園の対策の実態. *中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要*, **36**, 33-42.

笠原正洋・加藤和生。(投稿中). 保育園の保育士は潜在する被虐待児を発見し通告できているのだろうか？

加藤和生・笠原正洋。(2004). 保育園での潜在的被虐待児の早期発見と対応に関わる諸問題をめぐって:実態と課題(加藤和生・笠原正洋, 企画・司会者). *日本教育心理学会第46回総会発表論文集, 自主シンポジウム S36-37*.

林有香・石川紀子・伊庭久江・中村伸江・小宮久子・丸光恵・内田雅代。(2003). 看護職・保育職関わった子ども虐待ケースと援助の特徴. *小児保健研究*, **62**(1), 65-72.

加藤由美。(2002). 虐待に対する保育者の取り組みと親への支援. *日本子どもの虐待防止研究会第8回学術集会抄録集*, **99**.

望月珠美・高玉和子。(1996). 保育に携わる者の児童虐待に対する認識－幼稚園教諭および保母を対象にした調査の結果をもとに－. *障害理解研究*, **1**, 45-50.

庄司順一・白石淑枝・渡辺好恵。(2000). 保育所・幼稚園での対応と課題. *子どもの虐待とネグレクト*, **2**(1), 96-100.

高橋重宏・庄司順一・中谷茂一・山本真実・奥山真紀子・加部一彦・加藤純・才村純。(1997). 子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(3)－子ども虐待に関する多職種間のピネット調査の比較を中心－. *日本総合愛育研究所紀要*, **33**, 127-141.

「どのプロセスで、何が問題だったのか」

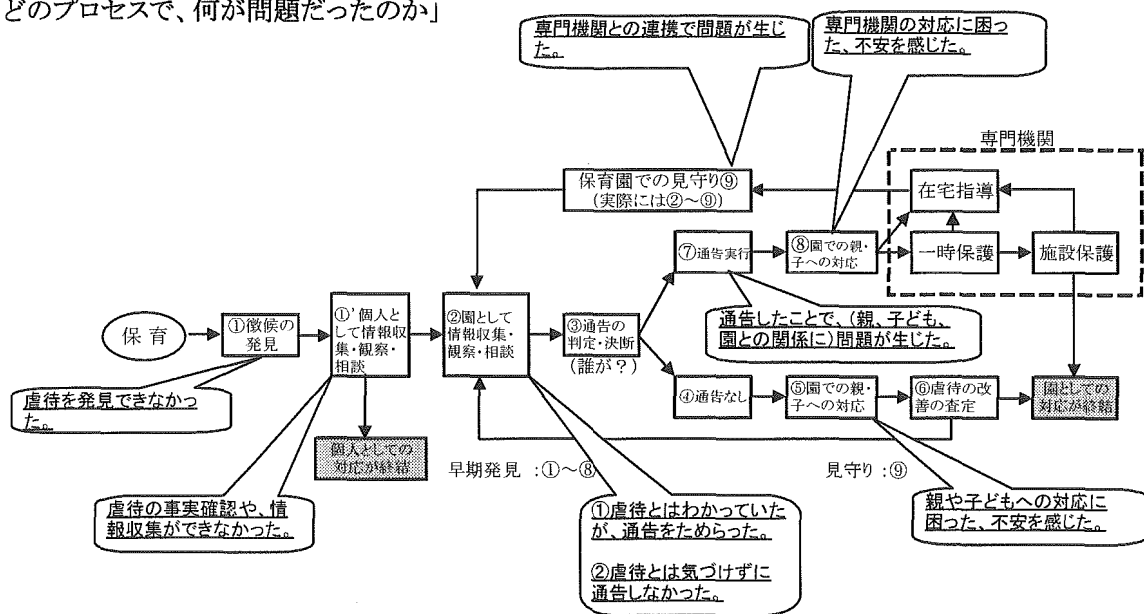


図1 保育園における被虐待児のケア・プロセス・モデル(早期発見と見守り)

表1 問題の内容に関する面接枠組み

「何が問題だったのか」	(1)親との信頼関係を壊す (2)通告した結果、園の評判を落としてしまい、園児募集に悪影響が出る (3)放置してしまった結果、子どもが傷害を受けたり、死亡する。その結果、責任を問われる。
園側要因	(1)誰の？(管理職、保育士個人、管理職と保育士、保育士同士) (2)どのような？ ハード面 ①マニュアルがない・あっても使えない(これがどのような問題をもたらすのか)・知らない ②連携・協力体制がない・あっても機能していない ③園内研修の機会や会議の場がない、あってもニーズに合っていない ソフト面 ①自覚がない ②知識がない ③自信がない・不安が強い ④専門機関への不信
家族要因	(1)誰の？(親、子ども) (2)どのような？ ①事実隠蔽・嫉と主張 ②恫喝・脅し ③逃避(園を、対話を拒否) ④うまく説明できない(能力・発達上の問題)
専門機関要因	(1)誰の？(児童相談所・警察) (2)どのような？ ①園が通告したことが親にばれてしまうような対応をする ②情報収集を園に任せすぎ ③専門機関がなかなか調査してくれない ④虐待と認定された後のケアの仕方を指導してくれない

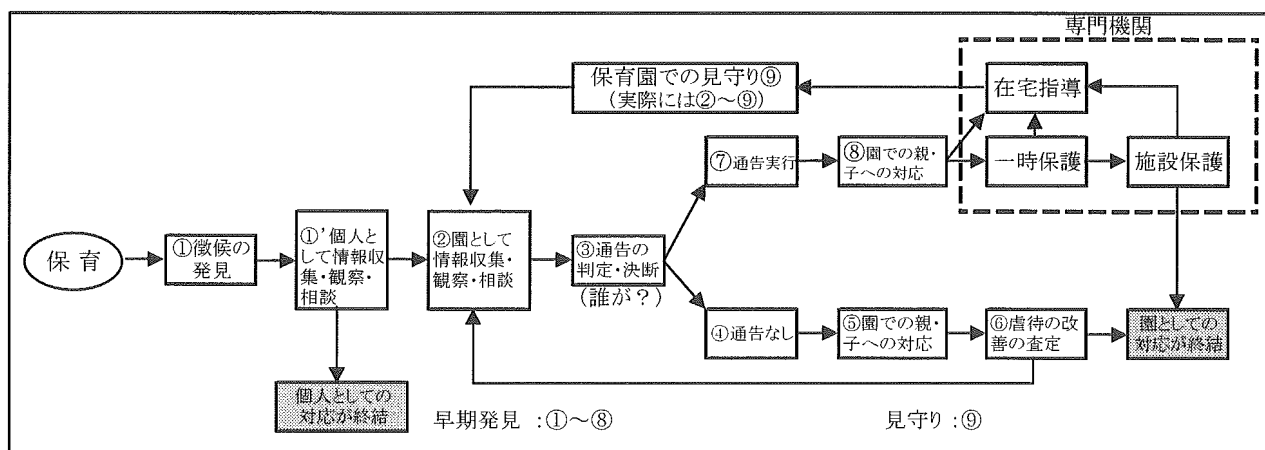


図2 保育園における被虐待児のケア・プロセス・モデル(早期発見と見守り) 笠原・加藤(2004)改訂版

表2 事例情報(一部抜粋)

Case No. 29n_b_b1

子どもの様子:情緒が安定しない子だった。きょうだいも多く、再婚した配偶者のほうに子どもが2人いた。新しく結婚してできた子が3人の合計5人。その5人の子どもが、実は、全員が気になる。全員がそれほど安定した情緒ではない。B児は、下のほうの子。すごく嘔んだり、騒いだり、物をとったり、他の子を泣かせたりする。2年間担任した。

手の甲に火傷があった。見た感じタバコしかなかった。これと情緒の問題が重なって、この子、何かあるのかなと思った。判断に迷った。他の先生は特に触れなかった。自分は虐待かもしれないと思ったが、他の先生は、虐待まではいってない、ただ「この子は大変よね」ぐらいだった。B児の手の甲に火傷があったのは虐待と思っていた。でも、自分が他の保育者に伝えなかった。言っても聞いてもらえないからだ。自分と他の保育者との関係が、そうさせた。だから、子どもには申し訳ない。(面:他の保育士たちと何があったのかーいじめ、無視、窓際)

Case No. 1n_d_c2

父の実家で子どもと父、祖父母と同居。母親は離婚して出て行った。祖父母がすごく厳しい。祖父は頭ごなし叱りつけ、祖母は反抗できない。父も頭ごなしに怒る。行儀や態度が悪いと叱る。子どもに対して否定的で認めない。家で気持ちが休まる暇がない様子だ。

園では、保育士の胸に触ったり、何度か友達や先生の持ち物を取ったこともある。友達と一緒に遊ぶし、いろいろなことはできる力をもっているため、他の子どもをリードしていくいい面もあるが、つねったり、大きな声で威嚇したりと友達に対しては強い態度で当たるため、恐がられている。まわりの子どもその子にされたことが言えなかったりする。クラスのメンバーからレッテルを貼られてしまっている。親がお迎えに来た際、子どもは顔色が変わる。

園内での対応は、うまくいっていない。認識のズレが問題だ。ズレを感じるのは、職員で親子関係が問題だと何度も話をして、やっぱりこの子自身が落ち着けるようにと、担任は保育上で対応し、子どもに対する対応についても意思統一はしていたが、結局それが虐待じゃないかというところにはつながらなかった。まわりで聞くと、虐待だろうと思うのだが「私たちは家族関係の問題で、虐待だと思わなかった。」ということになる。虐待は、通報とかが難しく、認めたくないという気持ちがあった。

Case No. 21n_a_b2

保育園に来るときから落ち着きがない。友達に対して暴力的で、すぐ叩く突き飛ばすというのが目立つ。欠席はまったくなく、病気が重くなるまで休まない。母親を求めているが、母親がAを受け入れられない感じがした。

父親は全く育児に協力しない。母親に友人はそれほどいないようだった。父親からの協力もないから母親自身にストレスが溜まっているようだった。お迎えのときとか、母親に構ってもらいたくてわざと帰らないという子に対して、母親は待てずに怒って我々の前で怒鳴り散らしたりとか叩いたりもあった。

先輩の先生に相談しても気にしすぎだと言われた。母親も起伏や情緒の激しい人なだけであって許容範囲だと言われた。園長先生もAが情緒不安定というのは知っていたので、1回観察されたことはあった。しかし、園長がその時に忙しかったというのもあって、結局それだけで終わった。多動があるのではないかと思いを先輩に相談したが、そういうふうな気になるからそう見えるんじゃないかと言われた。

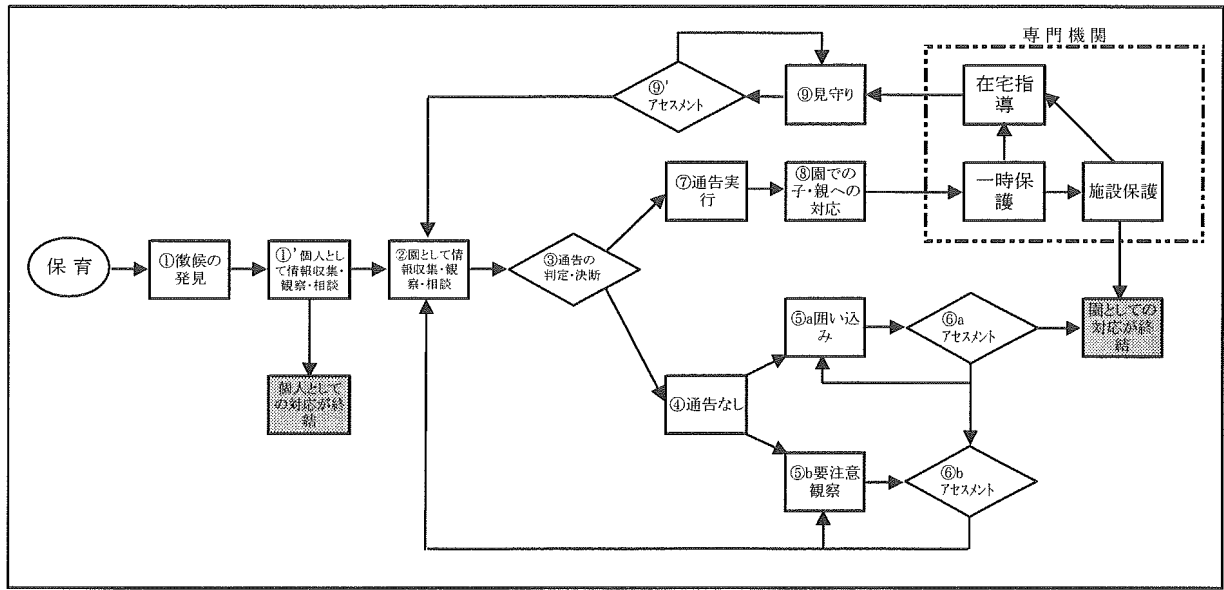


図3 保育園における被虐待児のケア・プロセス・モデル(早期発見と見守り) 最終版

表3 保育者個人が被虐待の徴候を発見する段階(①)

カテゴリ	具体例
1. 兆候の見落とし、否認、軽視	
(1) 見落とし、否認、軽視の問題	
11 保育者・園が原因となる場合	虐待の問題とは考えない、虐待以外の問題への帰属
12 // (虐待の否認)	11を分類できる場合
13 // (虐待の軽視)	11を分類できる場合
14 // (サインの見落とし)	11を分類できる場合
21 家族との関係が原因となる場合	
22 // (親)	21を分類できる場合
23 // (子ども)	21を分類できる場合
24 // (22,23以外)	21を分類できる場合
(2) 見落とし、否認、軽視の原因	
保育者・園が原因となる場合	
101 方針・内容の不一致	意見の食い違い
102 不信、信頼関係のなさ	伝えても取り上げてもらえない
103 情報共有・連絡の問題	他の保育者に教えない
104 意識の低さ	虐待はあり得ない、面倒くさい
105 知識の問題	身体の傷だけを虐待とっていた
106 基準・マニュアルがない	判断が難しい
107 思いこみ、先入観	「どうせ家庭でも叩いている」と思い情報収集停止
108 保育への不関与	保育に関わらない
109 性格上の問題	プライドがたかい、一人で抱え込む
110 余裕のなさ(負担)	時間がない、過剰負担
111 最終決断や詰めの甘さ	雑談に終わり、結論を出さない
112 教育・研修制度	保育者を育てる制度、事例検討
113 業務の煩雑さ	過密な行事、書類
114 施設・保育環境	面談する部屋がない
115 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ園の評判が落ちる
116 その他	
家族との関係が原因となる場合	
201 信頼関係崩壊の不安	せつかくの関係が崩壊する
202 家庭聴取への遠慮・回避	面識がある、どこまで尋ねてよいか
203 強圧的な態度への不安	親が怖い、親の拒否、逆に保が責められる
204 否定的態度	無関心、非協力的
205 隠蔽	故意に隠す
206 実態把握困難	情報不足、実態がつかめない、確認困難
207 多忙・余裕のなさ	話す時間がとれない
208 不憫さ、不幸の予期	子どもが可哀想
209 虐待とは反する態度・言動	親が子どもを可愛がる
210 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ子・親が不利益を被る
211 その他	

表4 保育者が個人として情報収集・観察・相談を行う段階(①)

カテゴリ	具体例	カテゴリ	具体例
1. 個人の情報収集の不履行		2. 伝達不履行	
(1) 情報収集不履行の問題(個人)		(1) 伝達すべき相手	
11 保育者・園が原因となる場合		61 管理職	
12 # (虐待の否認)		62 先輩・同僚	
13 # (虐待の軽視)		65 不明	
21 家族との関係が原因となる場合		(2) 伝達不履行の問題	
22 # (親)		11 保育者・園が原因となる場合	
23 # (子ども)		12 # (虐待の否認)	
24 # (22,23以外)		13 # (虐待の軽視)	
(2) 情報収集不履行の原因(個人)		21 家族が原因となる場合	
保育者・園が原因となる場合		22 # (親)	
101 方針・内容の不一致	意見の食い違い	23 # (子ども)	
102 不信、信頼関係のなさ	伝えても取り上げてもらえない	24 # (22,23以外)	
103 情報共有・連絡の問題	他の保育者に教えない	(3) 伝達不履行の原因	
104 意識の低さ	虐待はあり得ない、面倒くさい	保育者・園が原因となる場合	
105 知識の問題	身体の傷だけを虐待と思っていた	101 方針・内容の不一致	意見の食い違い
106 基準・マニュアルがない	判断が難しい	102 不信、信頼関係のなさ	伝えても取り上げてもらえない
107 思いこみ、先入観	「どうせ家庭でも叩いている」と思い情報収集停止	103 情報共有・連絡の問題	他の保育者に教えない
108 保育への不関与	保育に関わらない	104 意識の低さ	虐待はあり得ない、面倒くさい
109 性格上の問題	プライドがたかい、一人で抱え込む	105 知識の問題	身体の傷だけを虐待と思っていた
110 余裕のなさ(負担)	時間がない、過剰負担	106 基準・マニュアルがない	判断が難しい
111 最終決断や詰めの甘さ	雑談に終わり、結論を出さない	107 思いこみ、先入観	「どうせ家庭でも叩いている」と思い情報収集停止
112 教育・研修制度	保育者を育てる制度、事例検討	108 保育への不関与	保育に関わらない
113 業務の煩雑さ	過密な行事、書類	109 性格上の問題	プライドがたかい、一人で抱え込む
114 施設・保育環境	面談する部屋がない	110 余裕のなさ(負担)	時間がない、過剰負担
115 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ園の評判が落ちる	111 最終決断や詰めの甘さ	雑談に終わり、結論を出さない
116 その他		112 教育・研修制度	保育者を育てる制度、事例検討
家族との関係が原因となる場合		113 業務の煩雑さ	過密な行事、書類
201 信頼関係崩壊の不安	せつかくの関係が崩壊する	114 施設・保育環境	面談する部屋がない
202 家庭聴取への遠慮・回避	面識がある、どこまで尋ねてよいか	115 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ園の評判が落ちる
203 強圧的な態度への不安	親が怖い、親の拒否、逆に保が責められる	116 その他	
204 否定的態度	無関心、非協力的	家族との関係が原因となる場合	
205 隠蔽	故意に隠す	201 信頼関係崩壊の不安	せつかくの関係が崩壊する
206 実態把握困難	情報不足、実態がつかめない、確認困難	202 家庭聴取への遠慮・回避	面識がある、どこまで尋ねてよいか
207 多忙・余裕のなさ	話す時間がとれない	203 強圧的な態度への不安	親が怖い、親の拒否、逆に保が責められる
208 不憫さ、不幸の予期	子どもが可哀想	204 否定的態度	無関心、非協力的
209 虐待とは反する態度・言動	親が子どもを可愛がる	205 隠蔽	故意に隠す
210 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ子・親が不利益を被る	206 実態把握困難	情報不足、実態がつかめない、確認困難
211 その他		207 多忙・余裕のなさ	話す時間がとれない
		208 不憫さ、不幸の予期	子どもが可哀想
		209 虐待とは反する態度・言動	親が子どもを可愛がる
		210 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ子・親が不利益を被る
		211 その他	

表5 園としての情報収集・観察・相談(②)

カテゴリ	具体例
1. 情報収集の不履行	
(1) 情報収集不履行の原因主体(園)	
61 管理職	
62 先輩・同僚	
63 園全体	
64 保育者個人	
65 その他	
(2) 情報収集不履行の問題(園)	
11 保育者・園が原因となる場合	
12 # (虐待の否認)	
13 # (虐待の軽視)	
21 家族との関係が原因となる場合	
22 # (親)	
23 # (子ども)	
24 # (22,23以外)	
(3) 情報収集不履行の原因(園)	
保育者・園が原因となる場合	
101 方針・内容の不一致	意見の食い違い
102 不信、信頼関係のなさ	伝えても取り上げてもらえない
103 情報共有・連絡の問題	他の保育者に教えない
104 意識の低さ	虐待はあり得ない、面倒くさい
105 知識の問題	身体の傷だけを虐待とっていた
106 基準・マニュアルがない	判断が難しい
107 思いこみ、先入観	「どうせ家庭でも叫んでいる」と思い情報収集停止
108 保育への不関与	保育に関わらない
109 性格上の問題	プライドがたかい、一人で抱え込む
110 余裕のなさ(負担)	時間がない、過剰負担
111 最終決断や詰めの甘さ	雑談に終わり、結論を出さない
112 教育・研修制度	保育者を育てる制度、事例検討
113 業務の煩雑さ	過密な行事、書類
114 施設・保育環境	面談する部屋がない
115 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ園の評判が落ちる
116 その他	
家族との関係が原因となる場合	
201 信頼関係崩壊の不安	せつかくの関係が崩壊する
202 家庭聴取への遠慮・回避	面識がある、どこまで尋ねてよいか
203 強圧的な態度への不安	親が怖い、親の拒否、逆に保が責められる
204 否定的態度	無関心、非協力的
205 隠蔽	故意に隠す
206 実態把握困難	情報不足、実態がつかめない、確認困難
207 多忙・余裕のなさ	話す時間がとれない
208 不憫さ、不幸の予期	子どもが可哀想
209 虐待とは反する態度・言動	親が子どもを可愛がる
210 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ子・親が不利益を被る
211 その他	
2. 情報収集の遅れ	
1. と同じ	
3. 情報収集実行時の問題	
1. と同じ	
4. 収集情報の活用の問題	
1. と同じ	

表6 通告の決定・実行(③)

カテゴリ	具体例	カテゴリ	具体例
1. 通告の不履行			
(1) 通告不履行の原因主体			
61	管理職		
62	先輩・同僚		
63	園全体		
64	保育者個人		
65	その他		
(2) 通告不履行の問題			
11	保育者・園が原因となる場合		
12	〃 (虐待の否認)		
13	〃 (虐待の軽視)		
21	家族との関係が原因となる場合		
22	〃 (親)		
23	〃 (子ども)		
24	〃 (22,23以外)		
31	専門機関との関係が問題となる場合		
(3) 通告の不履行の原因			
保育者・園が原因となる場合		専門機関との関係が問題となる場合	
101	方針・内容の不一致	意見の食い違い	301 方針・措置内容への疑問・不安
102	不信、信頼関係のなさ	伝えても取り上げてもらえない	302 指導(対子ども)への不安
103	情報共有・連絡の問題	他の保育者に教えない	303 指導(対親)への不安
104	意識の低さ	虐待はあり得ない、面倒くさい	304 依頼事項の遂行不安
105	知識の問題	身体の傷だけを虐待と思っていた	305 最終決断や詰めめ
106	基準・マニュアルがない	判断が難しい、マニュアルがない	306 仕事の負担増
107	思いこみ、先入観	「どうせ児童でもない、」と思い偏見は多い	307 叱責、批判されることへの不安・不満
108	保育への不関与	保育に関わらない	308 連絡・報告の不備
109	性格上の問題	プライドがたかい、一人で抱え込む	309 巡回・訪問の欠如
110	余裕のなさ(負担)	時間がない、過剰負担	310 情報が非開示(存在自体)
111	最終決断や詰めめ	雑談に終わり、結論を出さない	311 情報が非開示(手続き)
112	教育・研修制度	保育者を育てる制度、事例検討	312 研修・教育の問題
113	業務の煩雑さ	過密な行事、書類	313 情報漏洩に関わる心配
114	施設・保育環境	面談する部屋がない	314 その他
115	情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ園の評判が落ちる	
116	その他		
家族との関係が原因となる場合			
201	信頼関係崩壊の不安	せつかくの関係が崩壊する	
202	家庭聴取への遠慮・回避	面識がある、どこまで尋ねてよいかわからない	
203	強圧的な態度への不安	親が怖い、親の拒否、逆に保が責められる	
204	否定的態度	無関心、非協力的	
205	隠蔽	故意に隠す	
206	実態把握困難	情報不足、実態がつかめない、確認困難	
207	多忙・余裕のなさ	話す時間がとれない	
208	不憫さ、不幸の予期	子どもが可哀想	
209	虐待とは反する態度・言動	親が子どもを可愛がる	
210	情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ子・親が不利益を被る	
211	その他		
2. 通告の遅れ			
1. と同じ		通告まで時間がかかる	
3. 通告実行時の問題			
1. と同じ			

表7 園での親・子への対応(通告なし) (モデルとしては⑤)

カテゴリ	具体例	カテゴリ	具体例
1. 親子への対応上の問題(通告なし)		2. 園内の問題(通告なし)	
(1) 通告なしの対応の種類		(1) 通告なしの対応の種類	
41 園による抱え込み(⑤a)	囲い込み、隠蔽	41 園による抱え込み(⑤a)	囲い込み、隠蔽
42 通告を視野(⑤b)	通告を視野に入れた対応	42 通告を視野(⑤b)	通告を視野に入れた対応
43 不明		43 不明	
(2) 悩み・問題を抱えた主体		(2) 悩み・問題を抱えた主体	
61 管理職		61 管理職	
62 先輩・同僚		62 先輩・同僚	
63 園全体		63 園全体	
64 保育者個人		64 保育者個人	
65 その他		65 その他	
(3) 悩み・問題を感じる対象		(3) 保育者・園の問題の原因(通告なし)	
66 子ども(被害児)		101 方針・内容の不一致	不一致や極端な偏り
67 親(加害者)		102 不信、信頼関係のなさ	人間関係の悪さ、相互不信、いじめ
68 親(配偶者)		103 情報共有・連絡の問題	他の保育者に教えない
69 家族、きょうだい児		104 意識の低さ	職業倫理や職務の逸脱、怠慢
70 その他		105 知識の問題	身体の傷だけを虐待と思っていた
(4) 親子対応に伴う感情反応(通告なし)		106 基準・マニュアルがない	判断が難しい
51 怒り・不平・不満		107 理不尽な対応	先入観、懲罰、解雇
52 恐怖		108 保育への不関与	保育に関わらない
53 不安・自信欠如		109 性格上の問題	強制的、プライドがたかい、一人で抱え込む
54 不信感・失望		110 余裕のなさ(心理面、負担感)	時間がない、過剰負担
55 困惑・驚愕		111 最終決断や詰め甘さ	雑談に終わり、結論を出さない
56 気づかい	気を遣う	112 教育・研修制度	保育者を育てる制度、事例検討
57 焦り・徒労感・失敗	対応がうまくいっていないが、変化が見られない	113 業務の煩雑さ	過密な行事、書類
58 その他		114 施設・保育環境	面談する部屋がない
(5) 親子対応問題の原因(通告なし)		115 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ園の評判が落ちる
(特に⑤a) 囲込プロセスにおいて	※⑤aに限定する必要な	116 その他	
401 状態の把握	PTのためのアセスメント、心の理解		
402 信頼関係作り	受容、信頼関係		
403 心の傷(被害)への対応	逸脱行動、攻撃性・うつ、PTSDへの対応		
404 強圧的、威圧的態度への対応	怒鳴り、怒りへの対応		
405 認識への対応	黙だと言いつつ強がることへの対応		
406 スキルの助言・指導	子育てスキル、社会的スキルの伝達		
407 反抗的態度、治療意欲	保育者の言うことをきかない、すねる		
408 引きこもり・非社会的行動	園に来なくなる		
409 理解力や精神面の問題	知的障害、うつ、了解困難		
410 生活(衣食住、就労、健康)	就職できない、働かない		
411 意志疎通(一般)	コミュニケーション問題(一般)		
412 対応(一般)	対応の問題(一般)		
413 保育者批判(親から)	保育者の対応に対する批判、理解のなさ		
414 保育者批判(園から)	保育者の対応に対する批判、理解のなさ		
(特に⑤b) 要観察プロセスにおいて	※⑤bに限定する必要な		
415 サインの発見			
416 情報収集(個人)	通告のための状態把握		
417 情報収集(園)	通告のための状態把握		
418 通告	タイミング良く通告できるか		
419 その他			

表8 通告直後の園での対応（モデルとしては⑧）

カテゴリ	具体例	カテゴリ	具体例
1. 親子への対応上の問題(通告あり)		2. 園内の問題(通告あり)	
(1) 悩み・問題を抱えた主体		(1) 悩み・問題を抱えた主体	
61 管理職		61 管理職	
62 先輩・同僚		62 先輩・同僚	
63 園全体		63 園全体	
64 保育者個人		64 保育者個人	
65 その他		65 その他	
(2) 悩み・問題を感じる対象		(2) 保育者・園の問題の原因(通告あり)	
66 子ども(被害児)		101 方針・内容の不一致	不一致や極端な偏り
67 親(加害者)		102 不信、信頼関係のなさ	人間関係の悪さ、相互不信、いじめ
68 親(配偶者)		103 情報共有・連絡の問題	他の保育者に教えない
69 家族、きょうだい児		104 意識の低さ	職業倫理や職務の逸脱、怠慢
70 その他		105 知識の問題	身体の傷だけを虐待と思っていた
(3) 親子対応に伴う感情反応(通告あり)		106 基準・マニュアルがない	判断が難しい
51 怒り・不平・不満		107 理不尽な対応	先入観、懲罰、解雇
52 恐怖		108 保育への不関与	保育に関わらない
53 不安・自信欠如		109 性格上の問題	独善的、プライがたかい、一人で抱え込む
54 不信感・失望		110 余裕のなさ(心理面、負担感)	時間がない、過剰負担
55 困惑・驚愕		111 最終決断や詰めの甘さ	雑談に終わり、結論を出さない
56 気づかい	気を遣う	112 教育・研修制度	保育者を育てる制度、事例検討
57 焦り・徒労感・失敗	対応がうまくいっていないか、変化が見られない	113 業務の煩雑さ	過密な行事、書類
58 その他		114 施設・保育環境	面談する部屋がない
(4) 親子対応問題の原因(通告あり)		115 情報漏洩に関わる心配	情報が漏れ園の評判が落ちる
401 状態の把握	ケアのためのアセスメント、心の理解	116 その他	
402 信頼関係作り	受容、信頼関係		
403 心の傷(被害)への対応	逸脱行動、攻撃性・うつ、PTSDへの対応		
404 強圧的、威圧的態度への対応	怒鳴り、怒りへの対応		
405 認識への対応	舐めだと言いつぶやくことへの対応		
406 スキルの助言・指導	子育てスキル、社会的スキルの伝達		
407 反抗的態度、治療意欲	保育者の言うことをきかない、すねる		
408 引きこもり・非社会的行動	園に来なくなる		
409 理解力や精神面の問題	知的障害、うつ、了解困難		
410 生活(衣食住、就労、健康)	就職できない、働かない		
411 意志疎通(一般)	コミュニケーション問題(一般)		
412 対応(一般)	対応の問題(一般)		
413 保育者批判(親から)	保育者の対応に対する批判、理解のなさ		
414 保育者批判(園から)	保育者の対応に対する批判、理解のなさ		
415 サインの発見			
416 情報収集(個人)	通告のための状態把握		
417 情報収集(園)	通告のための状態把握		
418 通告	タイミング良く通告できるか		
419 その他			